

第6回三重県産材利用促進に関する条例検討会（議事概要）

日 時：令和2年5月11日（月）13:00～15:10

場 所：議事堂6階 601 特別委員会室

出席者：三重県産材利用促進に関する条例検討会委員 11 人

農林水産部 横澤篤 森林・林業経営課長

議会事務局 袖岡静馬 政策法務監

資料：第6回 三重県産材利用促進に関する条例検討会 事項書

資料1-1～1-3 これまでの検討会の経過と今後のスケジュール案①～

③

資料2 「三重県産材利用促進に関する条例（仮称）」の方向性 意見シート
（各委員提出）

資料3 条例の方向性に関する委員意見のまとめ

資料4 「理念中心型条例」と「施策列挙型条例」の比較について

田中座長

どうもお疲れ様です。それでは、ただ今から、第6回三重県産材利用促進に関する条例検討会を開催いたします。

なお、本日も、新型コロナウイルス感染症対策として、「密閉」、「密集」、「密接」という「3密」を避けるため、扉や窓を開けて換気を行うとともに、座席の間隔を開けるようにさせていただいております。また、1時間ごとに10分程度の休憩を取り、ご出席の皆様には、一度部屋を出ていただいて、換気を徹底したいと考えております。そして、ご出席の皆様にはマスクの着用をお願いいたします。ご出席の皆様にはご不便をおかけすることもあるかと思いますが、ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

本日の議題に入るに先立ち、前回の第5回検討会で委員から求めのあった事項について、事務局から説明をお願いいたします。

袖岡政策法務監

前回の検討会の時に、公立学校施設における木材利用状況調査の結果をお示しさせていただいたところで、その時に、各市町において公立学校の新設とか改修等を行う場合に木材とか県産材、国産材を使用することについての特別な方針を持っているところがあるのかというふうなことをご質問いただいたところでしたので、その結果でございますが、資料は特におつけしてはいないんですけれども、まず前提といたしまして、第3回検討会の時に、法律としまして「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」をご紹介させていただきました。その中で、国のほうがまず基本方針を作って、県はそれに基づいて方針を作ることができる。市町村において

は、県の方針に基づいて、市町村の方針を作ることができるという規定がございます。それで、それに基づきまして、県内の全 29 市町におきまして、この法律に基づく公共建築物等の木材利用方針が策定されているというところがございます。その中で学校も対象となっております。それで、全ての市町の方針におきまして、当該市町が整備する公共建築物の木造・木質化に当たっては、原則として、当該市町産の地域材や県産材を利用するということが記載されているところがございます。

一応そういう状況でございます。それで、各市町の教育委員会のほうに公立学校に特化した計画のようなものがあるかどうかということ进行调查させていただいたんですが、そういう特化したような計画等というのは、どこも策定をしていないというふうな状況でございます。先ほどご説明しました公共建築物全般に関する方針の中で、公立学校についても対象になっているというふうな状況でございます。以上でございます。

田中座長

それでは、ただ今の説明に対しまして、委員の皆様方からご質問があれば、お願いをいたします。よろしいですか。

なければ、本日の議題に入りたいと思います。

本日はまず、条例の方向性の検討に先立ち、今後の検討会の進め方について、ご協議をいただきたいと思っております。

それは、新型コロナウイルス感染症を巡る状況に鑑み、当面、県内外調査の実施が困難となっているところがございますが、条例の方向性についての意見シートにおいて、複数の委員の方から、県内外調査を踏まえて条例の方向性を検討すべきではないかというご意見をいただいております。条例の方向性について議論する前提として、県内外調査の取扱いや条例案提出を目指す時期などの今後の検討会の進め方について、ご協議をいただくことが必要であると考えたからです。

資料 1-1 から資料 1-3 として、県内外調査の取扱いをどうするのかという点で場合分けをした 3 パターンの今後のスケジュール案を作成いたしましたので、その詳細について、事務局に説明をさせます。

袖岡政策法務監

それでは、資料の 1-1 から資料 1-3 をご覧いただきたいと思っております。この新型コロナウイルス感染症の関係の情勢というのは、日々変わっている状況でございます。ちょっと今後どうなるかわからない部分というのはあると思うんですが、とりあえず県内外調査をするというのが、もともとは 3 月から 4 月ぐらいを予定していたところですが、それがずれ込んでいるというふうな状況でございます。一応この案では、秋ぐらいに実施するというふうな前提で 3 つの案を作らせていただいているところでございます。

それで、まず資料 1-1、スケジュール案①につきましては、県内外調査をした上

で、条例の方向性を決定するというふうな場合がございます。それから、資料1-2、スケジュール案②につきましては、県内外調査を経ずに条例の方向性は決定した上で、条例案の詳細を検討するに当たって、補充的に県内外調査を実施するというふうな場合。それから、資料1-3、スケジュール案③につきましては、県内外調査を実施せずに、代替的な調査等によって条例の方向性を決定する場合というふうな形で整理をしてみたものでございます。

まず、スケジュール案①のほうでございます。これは、県内外調査をした上で、条例の方向性を決定する場合がございますが、この場合ですと、当面、県内外調査は実施できないというふうなところでございますので、検討会は一時休止をして、9月から11月ぐらいに県内外調査を実施するとともに、条例の方向性の検討を再開して、その後、条例案の詳細についての検討、それからパブリックコメントの募集等を経まして、令和3年6月定例会議での条例案提出を目指すというふうな形になっております。

続きまして、資料1-2のスケジュール案②でございますけれども、これは、条例の方向性を決定した上で、補充的に県内外調査を実施するというふうな場合がございます。ここでは、事務局におきまして書面で先進条例の制定県等の調査をするなどの代替的な措置を講じた上で、条例の方向性を決定しまして、その後、9月から11月に県内外調査を実施しつつ、その調査結果も踏まえて条例案の詳細の検討を行い、パブリックコメントの募集等も経まして、令和3年2月定例会議での条例案提出を目指すというふうなスケジュール案でございます。

それから、スケジュール案③でございますけれども、これは、県内外調査を実施せずに、代替的な調査等によって条例の方向性等を決定するというふうなところでございますが、県内外調査の実施は断念をしまして、事務局において書面での先進条例制定県等を調査するなどの代替的な措置を講じた上で、条例の方向性を決定するとともに、条例案の詳細な検討も行って、パブリックコメント募集等を経まして、令和2年11月定例会議の条例案提出を目指すというふうな案でございます。

このスケジュール案②と③の場合ですと、県内外調査の代替的な措置としまして、委員から質問事項等をいただいた上で、それについて事務局において書面での先進条例制定県等を調査するとか、あるいは県内の関係者等の方から更なる意見聴取を行うということが考えられるところです。

それで、県外調査につきましては、当面実施が困難というふうなことも考えられるんですけども、県内調査につきましては、今、緊急事態措置のほうも緩和されているところもありますので、現在の状況に鑑みますと、万全の対策を講じた上で相手先の上承が得られれば、秋を待たずとも実施ができるというような可能性もあるのかなというふうには思っているところでございます。以上でございます。

田中座長

それでは、ただ今の説明を受けまして、県内外調査の取扱いや条例案の提出を目指

す時期など、今後の検討会の進め方について、ご意見をよろしくお願いいたします。事務局等に事実確認等を質問していただいても構いません。

なお、協議に当たって、留意いただきたい点が2点ございます。

1点目は、もともと条例の方向性を議論する前提として、条例の方向性が決まっていなないと、県内外調査の調査先をどこにするのかを決めるのが難しいというお話があったわけですが、今は、県内外調査をしないと条例の方向性を決めるのが難しいという意見が出ているということで、当初の議論との逆転がみられるわけですが、この点をどう考えるのかということです。

2点目に、1点目とも関わりますが、県内外調査を条例の方向性を決める前提とする場合、具体的にどのような調査が必要なのかという点です。県内外調査を重視される委員の皆様には、どういう場所を見たり、どういう人の話を聴いたりすることができれば、条例の方向性を決められるのかという点、また、それは県内外調査以外の手段で代替することができないのかという点について、ご意見を賜ればと思います。それでは、ご意見をよろしくお願いいたします。

中森委員

県内調査については、県内の課題については、我々共通の認識を持つべきことが多いと思いますし、やはりできるだけ条例を制定するまでに実施し、県内の方々の意見を直接、我々この検討会として、情報交換をすべきではないか、したほうがいいのではないかと思います。ただ、許されるタイミング、時期しかできないので、それはそれでしかるべき時しかできないというのは当然だと思います。

県外調査については、それぞれ各委員の皆様方については、それぞれのご見識や今までの活動のご経験、それぞれの思いは、多少、温度差と言ったらおかしいけれども、各自がそれぞれ持っている視野というのは、それぞれ違うことがあってもいいんじゃないかと思います。よって、それぞれ議員として、県外にその視野を求めるべきことについては、自己判断で、各自が行動できる範囲のことをすると。集団でするのではなく、それぞれ許せる時期に、許せる範囲ですると。今までの経験のある方は、それをもとに、条例のことを参考にさせていただきながら進めていくと。場合によっては、インターネットや書物などで情報を仕入れて、そこで調査ができることもあるというふうに思います。そういうことをしながら、県外については、各自が調査をすると。SNSを使ったり、各自が最善を尽くすというように、努力するということにはしてはどうかと思います。

方向性については、確かに、方向性が出てから現地を見るべきというのと、現地を見てから方向性を出すべきというのは、どちらも理があります。意見シートを見せてもらおうと、それぞれのご判断でしっかりと内容について表明されている方もいますし、少し保留されている方もおられますので、それはやはり今後できるだけ、それぞれの委員が努力していただいて、できることを進めていくべきではないかなというふうに思います。しかるに、①案、②案、③案のどれがいいかというのはコメントできませ

んけれども、皆様方でのご判断で、この検討会でまとめていただければいいなというふうに思いますので、そういう方向でしか、今後の進め方についてはできないんじゃないかなと思います。今もっての私の意見はそうです。

田中座長

はい、どうもありがとうございました。どちらかといえば、②案に近いようなお話だったというふうに思います。

杉本委員

どの案でという話ではなくて、調査の仕方なんですけれども、各自がというのは、まず基本はそこやっていうのはよくわかります。私も、この分野、本当に知識がないものですから、経験も少ないものですから、この間、自分でも少し三重の山にいくつか行かせてもらっています。それで、これまでの経験で、中森委員もよくご存知だと思うんですけど、3.11の後の特別委員会の時も、グループ分けをして、3人とか4人のグループで各地を調査いたしました。それから、リーマンショックの後の経済対策か何かの委員会の時も、グループで行った覚えがあるんです。それから、障がい者差別解消条例の特別委員会の時も、会派が偏らないように、会派をまぜながらグループ分けをして、地域分けもしたと思います。北勢の人は北勢のほうの地域をやっていきましょう、津と松阪の人はここの辺りをやりましょうということで、地域分けをして、調査をさせてもらったんです。ですので、やり方としては、この課題でやっていきましょうということで、それぞれでグループ分けをしてから、行くところをその方達で決めていただくのか、全体で行くところを決めるのかどうか、やり方はいろいろあると思うんですけども、3人とか4人とか、小グループでやると。同じテーマでいろんなところを調べられるということもあるので。県外は、県外への移動をやめてくださいというのが、いつなくなるかちょっと今わかりませんが、そのうちなくなるとしても、多人数ではということであれば、そんな方法もあるかなと思っています。

田中座長

はい、ありがとうございます。現地調査を行うけど、全体では行かずに、グループ分けをして行ってはどうかというご意見と思います。

濱井委員

先ほど、杉本委員がおっしゃられました意見に賛同します。せっかく検討会が立ち上げられておりますので、できるだけ少人数で、今のご時世ですので、数多くの場所へ分散しながら行くほうが、より密度が上がるんじゃないかなと私も思います。したがって、その意見については、賛同したいと思います。

それで、今後、例えば、①案のほうでは、6月から8月まで検討会を休止にしてい

ますけれども、この間、何かやるようなことはないのかなと思うんです。場合によっては、県内調査ができるのかもなという感じがします。

②案あたりは、書面での先進条例制定県等の調査となっていて、これはちょっと事務局に確認したいんですけれども、それはどういう中身を想定されているんでしょうか。

袖岡政策法務監

中身につきましては、各委員さんのほうからどういうことをお聴きになりたいかということ伺った上で、それを調査するというふうなことを考えているところでございます。以上でございます。

濱井委員

ならば、この①案であったとしても、6月から8月は休止にしていますけれども、書面でならできるんじゃないかなと思うんです。それから、県内外調査についても、分散して行くということは、期間が当然ながら短くて済むわけですから、そういうことも考えられるんじゃないかなという感じがしますね。

山本（佐）委員

少なくともやっぱりこの自粛の期間というのは、私達は、小グループでも、受入れ側が非常に躊躇ちゅうちよされる可能性もあるので、団体で行くべきではないと思います。この自粛が今月内で終わるのか、来月もかかるのかですけれども、来月になったとしても、やっぱり私達が行くことによって、先方さんへのプレッシャーというか、なかなか断れないとか、そういったことも考えると、ちょっとやっぱり慎重にならざるをえない部分も私はあるんじゃないかなと思っています。そして、現地調査をしないと議論が全くできないということではないと思いますので、さっき中森委員もおっしゃったように、いろいろ調べ物をしながら、いろんな条例、他の事案も見ながら、私達で検討できることはたくさんあると思いますし、あと、やはり視察に行くにしても、何をしたいのか、何を見に行くのか、何を聴きに行くのかを、まずはっきりしていかないと、行くのももったいないかなという気がしますので、私としては①案ではなくて、引き続きできることは考えていきたいなということで、②案か③案ということでやりたいなと思います。以上です。

田中座長

②案か、③案というご意見をいただきました。

杉本委員

私、どうしてもってわけではないんですけど、③案は、現地調査がないんですね。期限がどこまでかは別にして、これ、いろんなものが複合的に入っているので、

現地調査がないのが12月でとか、期間と方法が入りまじっていますので、①、②、③でこれがいってなかなか言えないんですよ。例えば、③案だけど3月までとかいう意見はここに入ってこないの。なので、期間はちょっとわからないんですけども、方向性を先に決めるかどうかということは別として、私はやっぱり何らかの形で、個人でもいいから、これについてみんな個人でやっていきましょうとか、これについてグループでやりましょうとか、これだけはこの時期に全体で行けるよねとか、その辺はコロナの状況もあるのでわからないんですが、これについて個人で、川下のこの建築会社の何かを調べていきましょうとか、そんな形ででもいいので、現地調査をどこかの時点でやるということは入れてもらいたいなというふうに思います。なので、③案は、12月までとか期間のことではなくて、書面だけというのはやっぱりちょっと辛いかなと思います。

田中座長

はい、ありがとうございます。今、現地調査をやらなくてもいいんじゃないかという山本佐知子委員のご意見もありましたが、これまでの方向でいきますと、現地調査はやったほうがよいという方向で進んできたというふうに思うわけですが、現地調査を行かなくてもいいと考えている方はお見えになるんですかね。

よろしいですか。それでは、現地調査は何らかの形でやるという方向でご協議をいただきたいというふうに思います。

中瀬委員

今回については、各会派からみんな出てきているわけで、個人的な思いはいろいろあると思うんですが、多くの方の意見を聴きたいというのがありますよね。そういう中で、先進県と言われるところが、条例についても全部一緒ではないですよ。だから、そういう面の実際の話なんかを伺うということは、本当に大きなことだと思います。自分個人だったら、いろんなことを調べて物事を判断できると思うんですが、いろんな方の意見を聴くことはなかなか個人ではできないところがあると思いますので、そういう意味では、少し時間はかかるんですが、いろんな意見を収集できるようなことを考えるのも一つかなというふうに思っています。あまり急を要しないというのが僕の考えです。

山本（佐）委員

私も、現地調査に行かなくてもいいというふうに言ったわけではないんですけども、ただ、例えば今月とか、まだ来月も行けるかどうかわからない中で、何もしないというのは、それはちょっとどうなのかなというふうに思っています。以上です。

西場委員

ここ2、3日と言いますか、昨日、今日あたりから、大分このコロナの取り巻く状

況、空気が変わってきているように思うんですけども、それは全くどうなっていくかわからないし、そういう状況を踏まえていくとすれば、ちょっと検討会の活動というのは休止していくのが基本かなと思うんですね。今後どうなっていくかわかりませんが、安定したといいますか、落ち着いた状況になれば、急遽、再開していく。そして、エンジンをかけていくというような活動に切り換えていくという臨機応変な対応が必要なんじゃないかと思います。これ、3案出してもらいましたけれども、①、②、③、どれがいいかという判断は、まだなかなかできないです。今日は、後でまたいろんな話を聴かせてもらおうと思いますけれども、皆さん方がどのような意見を持っていて、全体の中でどういう一致がされているのか、どのような条例についての相違といいますか、いろいろ違いがあるのか。それによって、これからの検討の課題も違ってくるし、そこで論点整理をしていくと、県内調査や県外調査の行き場所とか必要性がもうちょっと具体化されてくるのかなと思いますので、今この時点で、これがいいとか、こうしたらどうかというのが、なかなかはっきりと意見として申し上げにくいなと思っております。

田中座長

はい、わかりました。まだまだコロナウイルスの状況がどうなるのかわからないというのが現状ですので、皆さん方もちょっとなかなかこれというのは決めづらいのかなというふうに思うわけですけども、もうしばらく様子を見てからの決定のほうがよろしいのでしょうか。

谷川委員

県外調査にみんなで行ったりするのは当然できないし、それはいつできるようになるのかもずっと長期戦になるので無理だと思うんですけど、その先進県の関係者の方から、ネット会議といいますか、私達も今全部ネットで会議をしているので、私達がいつも県外調査に行くときは、みんなで行って、そこの方の資料をいただいて、そこで話を聴くというパターンですので、もしできればその資料を送っていただいて、ネットでZoomとかを使って、そちらからのお話をお聴きして、質問してというような状況が作れば、県外調査に行く必要はないんじゃないかなと思います。そして、先進県の方のご意見を聴けるのじゃないかなと思いますけれども、どうですかね。県内調査は、落ち着けば、それぞれ少人数で「密」にならない形で行くのは可能だと思うんですけど、県外は行くとかという議論は違うんじゃないかなと思っていて、そのネット環境を使ってするという考え方を、やっぱりやっていかないといけないんじゃないかなと思います。

田中座長

ありがとうございます。県外の方からの聴き取りを含めてネットでやれないかというお考えですが、その件について、事務局のほうから。それが可能かどうかということ

について。

袖岡政策法務監

技術的には多分可能だとは思いますが。あと、議会全体としてそういうネットを使うかどうかという辺りについては、また別のITの勉強会とかでも検討されているのかなと思うんですけども、ちょっと研究したいと思えます。こちらのほうで機材を用意したとして、あとは先方さんのほうでそういう機材をご用意していただけるかどうかということもあろうかとは思いますが、ちょっとその諸々を含めまして、可能性については研究してみたいと思えます。

谷川委員

これから先にそういうことが必要になってくることも多々あるんじゃないかと思えますので、是非、研究していただきたいと思えます。そして、この①案なんですけれども、検討会休止となっていますが、先ほどもご意見があったんですけど、私は休止にするんだったら、もう既に4月、5月の時にしておくべきだったと思っています。やはり一番多かったのが4月14日の時点ですので、今、休止にするんじゃなくて、それなら4月、5月にしといたらよかったのではないのかというのが感想です。だから、今から特に休止にしなくても、今後の状況にもよりますが、第二波でばっと広まってしまったらまた別の話ですが、今からは、「密」にならないように、会議を続けて審議していくのがよいかと思えます。以上です。

今井委員

今、いろいろなご意見を聴かせてもらって、僕もどうするのがいいのかなと思ったんですけど、僕自身は、県内視察はもう早い時期にできるんじゃないかと。楽観視するわけじゃないですが、県内の移動は、今現在も、この5月31日までの間でも、制限されていることではないと思えます。当然、不安はありますので、感染防止対策を徹底して、人数のこと、「3密」を避けること、そういったことは当然重要だと思いますけれども、一方で、このコロナの影響がありましたが、そこから反転攻勢をかけていくという新たなフェーズに今、三重県も入っているんだと思えます。この後14日にまた、知事のほうも国の決定を受けて、次の取組といたしますか、方向性を示されると思えます。県内調査の仕方、これは杉本委員も言っていたようにいろいろあると思えますが、私個人としては、皆さんと一緒に行って、やらせてもらいたいというのはあります。この検討会の11人のメンバーが、しっかりと心を合わせて現場の声を聴き、方向性を決定づけていく上でとても重要な調査になってくると思えますので、可能であれば、検討会として行きたいところではありますけれども、今後の状況次第では、グループに分けてというのも一つの良い取組なのかなというふうに思えます。一番最初のこの検討会の時に、私も言わせてもらったかとも思うんですけども、検討会で調査することと、個人個人がそれぞれでしっかりといろんな現場の人の

声を聴くということは、とても重要でありますので、それは、この6月、7月、8月の期間も十分できるんじゃないかなと思っております。

県外視察については、三重県の状況が好転していても、先方のこともあろうかと思っておりますので、僕は、この中であえて言うなら、資料1-2の②案のほうが、個人的には、3月末に条例の制定を目指すという方向で、それが令和3年からまた三重県がしっかりと木材利用促進も含む経済的な反転攻勢をかけていくためには重要であると思っております。なので、この②案の日程的なことをあえて言わせてもらおうと、3月には制定をして、来年の4月1日から施行がいいのかなというふうに思っております。

先ほど、谷川委員からも県外調査のやり方ということについて言っていたところでもあります。ネットとかそういうふうなことでできることは、やっていくべきだとは思っています。反面、この調査の仕方が、議会全体の常任委員会の調査の仕方とか、今後の県外調査の在り方であるとか、そういうところにもつながってくるのかなと思っておりますので、今、県議会でITの勉強会をしていただいたり、どうなるかわかりませんが、特別委員会の案として、ITの特別委員会を作ったらどうかという、ある会派のほうからの提案もあるようですので、その辺で、調査の仕方というのは、ウェブでやるのかというのは、検討会の調査が議会全体に関わっていくような形にも感じますので、その辺のところはしっかりと、検討会と三重県議会のほうとつながってくると思っておりますので、今はちょっと慎重に検討させてもらいたいなというふうに思っております。

いろんなこと言って申し訳ないんですけど、私としては、できる限り早い時期に、先方のご理解をいただきながら、県内調査をさせていただきたい。そして、県外調査もしかるべき段階が来れば、しっかりと皆さんと一緒にやらせてもらって、先進県の事例を直接聴かせていただくということもこの条例検討の中では重要ではないかと、そのように思っております。

特に、お話をもし県内調査でという時には、今まで3月17日と4月15日に4名の方から意見を聴かせていただきました。その中で、様々なご提案や思い、こういう条例にしてももらいたいとか、がありました。特に、前回の萩原さんのほうからは、木を使えない理由、木をもっと使えるようにしていかないといけないとか、木の課題克服みたいな提案をいただいたので、それが実際現場でどのようにできるのか。例えば、プレカット工場に行かせていただきたいとか、実際に家を建てていただいている現場であるとか、木の活用を考えていただいているけどそれがかなわないというような場合に、なぜかなわないのかというような意見を聴ける場所を中心に、私もちょっとどういったところかというのは、今、申し上げることができませんけれども、あえて言うなら、プレカットをやっているところでの課題であるか、そういったところも聴かせていただきながら、谷川委員が言っていた熊野のほうの原木市場なんかに、日程のことがあろうかとは思いますが、そういったところで数多くの方からいろいろな思いとか、お考えとかを聴かせていただけるような、そういった機会があればと思います。検討会としてやるのか、グループ分けをしてやらせてもらうのか、その辺はまたいろいろやり方はあると思うんですけども、そういったと

ころで可能な限り現場調査をやっていったほうが、条例の方向性を見つける上でも、やっぱり現場の皆さんの思いというものを、ここで聴かせてもらったこととあわせて、現場で聴かせてもらうということが重要でありますので、ちょっととりとめもないんですけど、そのように思っております。

田中座長

具体的なお意見をありがとうございました。非常に前向きなお話だったと思います。

山本（里）委員

やはり全体の条例の在り方ということを考えていくためには、県内調査は、相手方のこともありますけれども、取り入れていただきたいと、それを済ませていきたいと、思います。この今の状況であつたらできるのではないかと、やり方もちょっと検討してということだと思っております。秋以降のことについては、ちょっとこれはもう今決定的なことは決められませんけれども、条例を作るための県外調査というのは、その現物を見なければいけないテーマであるとか、いろいろあると思うんですが、条例というものを作るということですので、ネットの利用とかそういうことも含めて、まだ先のことになりますけれども、そこら辺に位置付けることができたらいいなと思っておりますが、今の状況からその先のことについてちょっと様子を見ながら、みんなで知恵を出していけばいいと思っております。やっぱり策定の目途は一応3月というのは思いながら、これは、目途は一応作っておくということの中で進めていくべきだと思っております。

田中座長

はい、ありがとうございます。山本里香委員からも3月を目途にというお話がありました。先ほど今井委員もそうだったんですけれども、やっぱりこう、いつまでというのを決めないとずるずるといく可能性もありますので、この辺について何かご意見等がありましたらお願いします。まだちょっとコロナウイルスについて、先ほど今井委員からもお話がありましたけれども、14日に知事のほうから方向性について示されるということもありますので、そこで大体の方向性がわかるかなというふうにも思うわけですが、それを踏まえてから協議いただくのか。一応3月というお話も出ておりますので、ここで期限を一応決めておくのか。その辺についてご意見がありましたら。

濱井委員

今後、②案の3月を目途という形で決めておいていただいて、状況によってはまた変更もありうるということではかないと思うんですね。14日の知事の発言もありますし、十分まず国の方針からやっぱりしっかり考えないと駄目だという部分もありますし、柔軟に対応していくということではいかがでしょうか。

田中座長

ありがとうございます。柔軟に対応していくというご意見ですけれども、今日は決めずに、また次回にということによろしいのでしょうか。

杉本委員

目途やったら、3月目途でどうですか。コロナの状況もあって、12月はなんか不安な感じがするんですね。なので、3月目途で早く進めばそれに越したことはないし、3月を超えてしまうようなこともあるかもわからないですけれども。

田中座長

はい。3月目途ということは、②案に近い形になろうかというふうに思うわけなんですけれども。

杉本委員

これ、期間とやり方が一緒になっているので。ただ、これでいいとは思いますがけれども、どうなんですかね。ちょっと方法と期間が一緒になっているシートなので、目途は3月でいいんですけど、やり方は今日の意見を踏まえてもう1回ご検討いただいたほうがいいんとかうんかな。

田中座長

はい、ありがとうございます。先ほどのご意見は、3月を目途にして、やり方は今後協議をいただくということによろしいですか。

これまでの話をまとめると、一応3月を目途にしてということと、あと調査等については、まだウェブ会議も含めて、またこちらのほうから提案をさせていただきたいというふうに思うわけですが、その方向によろしいですか。

(「はい」の声あり)

よろしいですか。はい。それでは、そのようにさせていただきたいと思います。本日は、今後のスケジュールを決定することは少し難しいということでございますので、また次回の検討会で再度ご協議をさせていただきたいというふうに思います。

この後の条例の方向性についての議論につきましては、各委員の皆様方の現時点の意見を披露いただくということにとどめることにしたいというふうに思います。

それでは次に、本検討会で制定を目指す「三重県産材利用促進に関する条例(仮称)」の方向性について、協議を願います。

委員の皆様方には、条例の方向性についての意見シートをご提出いただき、ありがとうございました。各委員の皆様方からご提出をいただいた意見シートについては、その一覧を資料2のとおり取りまとめるとともに、資料3として項目別にその要旨をまとめた資料を作成しております。

まだお考えが十分にまとまっていないという委員の方も多かったことから、あくま

で現時点でのお考えということではありますが、各委員の皆様方から順次、意見シートの内容について、その趣旨をご説明いただきたいと思います。なお、私と中瀬古副座長につきましても、正副座長の立場を離れ、一委員の立場として意見を述べさせていただきます。

正副座長は後回しとして、委員名簿の順番で、お1人5分以内を目安に簡潔にご説明をいただきたいと思います。順番といたしましては、中瀬委員、濱井委員、杉本委員、山本佐知子委員、中森委員、谷川委員、西場委員、今井委員、山本里香委員、中瀬古副座長の順番とさせていただきます。それでは、中瀬委員からお願いをいたします。

中瀬委員

それでは、発表というか、今思っているような中身について、報告をさせていただきますというふうに思います。

この検討会が始まって数か月が経ちますが、私の中には、まだまだこれといった方向性的なことはないというのが現状です。当初はある程度持っていましたが、いろいろ現場の方とかの話をお聴きしている中で、考え方がどうかということも、また考えていかなければならないような状況にあるというふうに思っています。

実際、木材ということを考えますと、山林の「川上」、製材の「川中」、消費者というんですか、建築の「川下」というのがありますが、そこが今の状況ではなかなか皆が潤っているような状況にないというふうに思っています。そういう中で、今回この条例を作っていくということを考えるならば、その各部分が実際に潤えるようなことが必要なかなと思って、今回、考え方ということを少し整理させていただきました。

やはり、原料である木材が動くことが大事だというふうに思いますし、実際それを公共施設であったり、個人の消費、建築であったりというところで、より多く使われていくということが必要だというふうに思います。現状を見ていると、なかなかそういう状況にはまだまだないというふうに思っています。

木材は、いろんなことを書かれている方がいて、例えば、こういう鉛筆だとか、おもちゃだとか、いろんなことも多分あると思うんですが、そういう面も考えていかなきゃならんのかなということは、今回改めて思ったところであって、より多く、その材料を動かしていけることを考えていく必要があるというふうに思っています。

やはり将来的な課題ということも一つ考えていかなければならないというふうに思っていますが、木を使うとか、木になじむとかいうことを考えますと、木育というんですか、子供たちに今の教育の中で根付かせて本当の木に親しめるようにしていくとか、あと山が元気な状況にあるとか、自然環境とか、そういうことをきっちり教えることを含めた内容の条例ということも必要なかなというふうに思っています。

それで、実際には、あまり焦って実効性がないものを作るよりも、ある程度私は、今の段階では実効性のあることをして、その評価がきっちり毎年できるようなことがいいのではないかなというふうに思っています。数値的なもので評価ができないと、

ものを作ったけど、ただ作っただけになってはいけないというふうに思っていますので、そういうことを検証できるような中身にしていくことが必要かなという思いがあります。簡単ですが、以上です。

濱井委員

私は、このご覧の意見シートの通りなんですけれども、基本的には、県内・県外調査をやった上でしっかりと考えたいと思います。基本線は、やっぱりSDGsの視点とか、ウッドファーストの視点とか、あるいは二酸化炭素削減問題、そういったことも十分勘案できるような形のものであるべきだと思うんです。

ただ、あくまで県産材の条例のための検討会でございますので、現在ある森林づくり条例の中に県産材の活用の部分がありますが、あくまでも森林づくりが基本、中心であって、その中で県産材を使うというところが出ているんですけれども、このそれぞれの条例でやっぱり重きを置かなければならないというふうに考えておりますので、県産材の条例については、そこをしっかりと言いながらも、川上までいけるような、つながってるという考え方で、しっかりと政策的なものも入れ込んだ条例づくりを目指していくべきだと思っております。

今まで参考人のほうからいろいろ聴かせていただきました。全く同感な部分が多く、私のほうでここに書かせていただいていますような現状の課題を解決しながら、そして、森林の活性化や森づくりにも資していくというような形のことを考えていくのが大事なのではないかと、こんなふうに思っております。簡単でございますけれども、以上です。

杉本委員

私はもともと、この条例は、県産材の利用促進、それをまずは公共建築物のところで利用が進むような条例にできたらいいなというふうに思って、臨ませていただいているんですけれども、その中でSDGsにもつながるようとか、地球温暖化防止にもつなげていけたらというようなご意見もあったので、そのことについて、どれほど目的化するのかという疑問があったので、調べました。私自身が、目的にSDGsや地球温暖化を掲げてと強く思っているわけではないんです。そういう条例になってもいいと思っておりますけれども。でも、もしそれを掲げるのであればということで、調べたんです。

この間、飯高町とか美杉町とか紀北町とかの山へ行ってきました。やっぱり、皆伐された後の山が本当に再生できていくのかという、防災上も問題じゃないのかと思う場面をいくつか見てきたので、SDGsというものを位置付けるのであれば、持続可能な開発ですので、これを目的にするのであれば、持続可能な山元のところまで考えた条例にすべきであると思います。本条例にSDGsの考え方を位置付けるのであれば、県産材が寄与できるような、山元にお金が返らなかったら山が放棄されるので、その考え方だけでいいのか、何らかの仕組みが要るのか、その辺りのところは検討

しなければならないと思っています。そこはもう薄くでいいんやと、フォーカスするのは県産材利用、「川下」だけなんやというんやったら、それはその条例。でも、SDGsというんやったら、やっぱり「川上」まで上がっていけるものに仕立てやなあかなというふうに思いました。

それで、そういうことをやっておられるのが、私もわからないので、そこに書いてある本を読んだら、森林組合でやってるところとか、木材市場でやってるところとか、全国にはそんな取組を信託という形であったりとか、いろんな仕組みを使って、山元にお金が還元できるというか、持続可能なような形で、山を持っている方、特に小さい山を持っている方が山を営んでいけるという仕組みを入れているところもあったので、本当にこれをするんやったら、そうしないとあかなと思いました。

地球温暖化のほうも、これを本当に掲げてやるのであれば、木材利用だけではなくて、やっぱりウッドマイルズというか、ウッドマイレージというか、特に外国の木を持ってくるということは、油をたくわけやから、やっぱりできるだけ地元の木を、身近なところの木を使う条例にしていかないとあかなということをおもいました。ただ、この前あったように、熊野と和歌山は隣ですよ、伊賀と奈良は隣ですわという話と、熊野の木を北勢まで持っていくほうが距離は遠いですわというようなこともあるので、この辺りのことというのは非常に難しいなと思いつつながら、でもそれを真剣に京都府とかは取り組んでいて、「京都府産木材認証制度（ウッドマイレージCO2）」という京都議定書の関係でそういう仕組みを入れ込んでいるし、秋田県も「秋田県産材利用促進CO2固定量認証制度」というのを仕組みとして入れて、県産材を使うことが地球温暖化にこういうふうに寄与するよというようなことを条例でやっていました。それはもう数値をきちっと出して、県産材を使うとこれだけ私達は地球温暖化に寄与しているんですという仕組みになっているんです。なので、やっぱり条例の目的として一番どこにフォーカスするのかということ、すごくその後の施策は変わってくるなというふうに思いました。それが、目的に関わってです。

12ページまで飛ばしていただいて、(1)は、一番最後のところで、「暮らしの中に木を!」、「公的な場に木を!」という意識とか感性は、今、市民の間に熟成されてきていると思うので、この条例は、私は時機を得ているというふうに思っています。

(2)の「公共建築物等における県産材利用促進について」ですけれども、これはもう何度も皆さんも言うておられるように、公共建築物というのはシンボル性が高く、効果が高いですから、皆さんに訴える力、促進の力を持っているので、やっぱり公共建築物への更なる県産材の利用というのを、この条例によって促進できるようにしていきたいなというふうに思っています。三重県は今、全国平均辺りですので、その辺りは更にといいうふうに思っています。

(3)の「非住宅建築物等における県産材利用促進」ですが、これも資料に書いてあったことなのですが、住宅が人口減少の中でこれから増えていかない中で、事業所というか、非住宅のところ、いかに県産材を利用していただけるか。「木づかい宣言」の後押しになると思うんですけれども、その強化がこの条例でできたらいいなと

思いました。

(4)の「人材育成について」は、今まで「川上」の人材育成が中心だったと思いますけれども、ここに来て、やっぱり「川下」の人材育成が大事だなということがわかってきていると思います。

(5)は、初めの3行は「みえ県民カビジョン・第三次行動計画」か、「成果レポート」かどちらかに書いてあったんですけども、三重県は既にA材について地域の工務店や建築士などへ「三重の木」等による住宅建築を働きかけたり、地域材によるサプライチェーンの構築を目指して、製材所等とのマッチングに取り組んでいますということで、多分県産材を県内で工務店とかが使っていくための、そういうサプライチェーンの構築というのも既に今、県はやり始めているので、この辺りがどんなふうに進んでいるのかということを探しながら、強化をしていって、後押しできたらいいなと思っています。それから、この前の「みえ木造塾」の萩原さんの指摘に9点ほどあったと思うんですけども、この辺りはすごく大事だなというふうに思いました。

それから、(6)の「県民へのアピール」なんですけれども、建物って、住宅って、一生に1回か2回しかできないので、もっと身近な製品から木を使うという辺りも入れたらいいかなと思っています。長野県がその辺りについて、「木の文化」というふうな言葉を使って、生活文化の中に、桶や樽も含めて、おもちゃとか、プラスチック製品を木に変えていくという辺りのアピールをやってもらったので、やっぱりそういうところまで広げたほうが、県民の意識は向上していくのかなということを感じております。

(7)の「検討会の進め方について」は、いろんなところを視察して、深めていけたらいいなと思っています。以上でございます。

田中座長

ここで、開始から1時間が経過をいたしましたので、暫時休憩をいたします。再開は14時10分からとさせていただきますと存じます。恐れ入りますが、新型コロナウイルス対策として換気の徹底を行うため、皆様、一旦部屋から出ていただきますようお願いいたします。なお、休憩中も「3密」を避けていただきますようお願いいたします。

(休 憩)

田中座長

では、休憩前に引き続き、検討会を再開いたします。山本佐知子委員、説明をお願いいたします。

山本(佐)委員

私は、こういう条例を作るということに初めて関わらせていただくので、本当にわ

からないこともたくさんあるんですけども、まずやっぱり作るとしたら三重県らしいものを作りたいなと思いました。三重県らしいって何か、林業に関してはどういうことかなあというふうに考えた場合に、豊かな山林がずっと昔からあったということももちろんですけども、それが海にもつながっているということで、三重県は山の県でもあり、海の県でもあります。「1」にも書きましたけれども、循環型社会の構築と森林だけではなくて、大きな意味で、三重県の産業あるいは自然を、それは海と森も含めて、そうした視点というのを今回のこの条例に是非入れられれば、私は、三重県らしいというところにつながるんじゃないかなと思っています。

また前回もどなたかの先生がおっしゃいましたように、今日も杉本委員がおっしゃいましたけれども、やっぱりこの条例が、私達の暮らしの中で、生活の中で密着している、より身近に感じることができる条例になってほしい。例えば、産業関係者だけじゃなくて皆さんに、これが新しく制定されたときに読んでいただきたり、生活の中で捉えていただけることができるような平易な表現でわかりやすいというものに、是非していきたいなというふうに思っています。

また、この条例を考えた場合に、なぜ県産材料が少ないのか。なんでみんな木材を使ってくれないのか。あるいは「三重の森林づくり条例」でも、県産材利用の条項があります。だけれども、それだけでは十分じゃなくて、なぜまた別個に今回条例を作ろうとするのかというのは、私はまた改めて、今ちょっと立ちどまって考えなきゃいけないかなと思っているんですね。17 ページ、一番最後に書いたんですけども、やっぱりこの「三重の森林づくり条例」がフォローできなかつた点、カバーできなかつた点というのを考えていきたいです。私、ちょっと個人的に疑問なのが、ここに認証制度のことも書かれていますけれども、ある業者さんに聞くと、認証制度で認証してもらうためには、結構コストがかかると。これが足かせになっているところもあるというようなお話もいただいたりして、これがあるということが本当に県産材の利用には非常に資することではあると思うんですけども、より現場の方の声を聴きながら、そうした認証制度の本来あるべき姿、あるいは、この「森林づくり条例」が三重県産材利用促進について足りないところをもう一度ちょっと考えていって、新たな条例を作っていきたいなと思います。

もう1点ですけども、市議会議員の方、町議会議員の方と話していると、この県産材を使うということを話すと、非常に実は興味を示してくれるんですね、北勢部の方でも。ただ、やっぱり県だけじゃなくて、市町もできるだけ木材を公共建築で使わなきゃいけないんだという、そういう決まり事を知らない方も、議員さんなんかでもたくさんいらっしゃいまして、是非、市町との連携ということについても、この17 ページにも書きましたけれども、より踏み込んだ形で連携できればいいかなというふうに思いました。以上です。

中森委員

私のほうからは度々意見を申し上げた機会がありましたので、繰り返しになること

を避けたいとは思いますが、それからこのシートを用意していただきましたので、シートに沿ってお話しさせていただきたいと思えます。

まず目的をどう考えるかにつきましても、これは、度々申し上げていますように、本来三重県は木が特産であるということをしかりと認識した上で、県産材利用の重要性を強調しつつ、単に木造住宅などの建築物の木造化や建築物の木質化を推進するだけではなく、日常生活で身近に木の文化に触れて、健康で心が安らぐような木質を利用する価値観を共有できるような、木材を優先して活用する社会、「ウッドファースト社会」を目指して、更にSDGs、持続可能な開発目標の取組とも連動することを目的としてはどうかと、このように私は考えているところでございます。

対象につきましては、当然基本的に全ての木材とするものの、三重県の森林・地域産業の育成の観点から、県産材の利用の重要性は当然強調してはどうかと、このように思うところでございます。ただ、建築物や木の使用用途によって、県産材で調達しがたい部分については、輸入材より国産材を優先してはどうかと、このように補足する必要があるのではないかなと思えます。

さらに、類型については、ある類型にこだわることはないんですけれども、既に今、「みえ公共建築物等木材利用方針」という法律に基づく方針が出されておりますけれども、なかなか実効性がないということがわかってきました。それで、今回の条例に基づく基本方針として、それを位置付けしてはどうかと、そして、それを位置付けする際に、木材利用促進のための木造建築や建築物の木質化を公共建築物以外の分野に拡大してはどうかと、このように思えます。公共建築物以外に拡大して、しっかりとそこに具体的な方針をそこに示していくと。そこに更に数値目標などをしっかりと位置付けすることによって、具体的な担保を確保してはどうかと、このように思うところであります。

現在の「三重の森林づくり条例」との関係は、当然リンクした上での取組だと思えて、そこは踏まえての条例となっていくのではないかなと思えます。

最後に、その他いろいろと課題等を列記させていただきました。順不同になっていきますけれども、木材の利用については、やはりA材、B材、C材の問題は基本でございまして、A材の需要が極端に減少しているということが大きな問題であるということ認識した上で、しかりそこは押さえていくべきではないかなと思えます。現在、建築基準法の改正も、詳しくは申しませんが、平成30年に改正されました。大型・大規模の木造建築物ができるようになったということ認識していただくということ。それから、大型木造建築物のための技術開発がどんどん進んでいるということも県民の皆様理解していただきながら、活用していただくということが重要ではないかなと思えます。さらには、木材がもたらす科学的データによる健康面での評価が高いこと、耐火性、構造上の強度なども問題ないということも実証されているわけでございますので、その誤解を解いて、しかりと木造の良さをしかりと認識していくというような課題があるというふうに思えます。

効果としては、やはり、まずは、県民の意識改革。木材利用をしていくんだという

意識を持っていただくことが重要ではないかと思えます。同時に、そのためには、木材を利用する設計者や施工者、職人等々の人材育成や技術開発が必要ではないかなど、このように思います。その上で、三重県ならではの、例えば尾鷲市の木とか神宮スギなどの三重ブランドを全国に発信していこうという、こういう機運を醸成する条例になっていただければなと思えますし、さらには、森林・木材の教育、情報の提供を進めていく機会になればなと思えます。そして最後には、森林・林業・林産業の促進ということが、結果的にそこが促進されるということがいいのではないかなど、このように思います。そのような条例を目指して、策定していったほしいなと思っております。以上です。

谷川委員

私が、この条例検討会に参加したことの背景には、まず熊野という土地が、昔、皆さんのところと同じように、木で発展したという歴史文化があります。そして、多くの材木屋とか製材屋とか、いろんな材木に関わる製材事業の方々がたくさん生業として今もしていただいているというところが背景にありながら、その中でもやはり県産材が売れない、木の価値が下がり続けているということで、もう切実な方々が私達の地域には多いという背景があります。その中で、その人達ほとんどの方に聴取りをしてまいりました。そうしたら、何がやはり一番大事かという、木が売れないといけない。価値を上げていかないといけない。A材をどう価値を認めていただくか、そういうことをしていただかないと、もう今、製材業も二極分化されていて、新しいことに対応できる業者、対応できない業者ですごく大きな差が生まれてきて、今回のコロナショックもあり、この先いくつ倒産していくか、そういう危機にもあるという背景があることをお伝えしておきたいと思えます。

それを踏まえて、今回の条例制定の目的というのは、やはり大きくは県産材の利用促進、林業振興、それと、「森は命の源」というふうに私達は教えられて、そう生まれ育っていますが、その「森は命の源」という意識をやはり皆さんにも再度持っていただくような条例につながればいいかなというふうに理想を持っています。

条例の対象ですが、度々言わせていただいているように、県内のどこかを通ったものは、加工された木材も含めて、県産材としてほしいという意見を思っていたんですけども、この間参考人からお聴きした時に、県産材の定義というのを伺いして、その時もすごくたくさんの議論があったとお聴きしました。だから、県産材の定義は森林づくり条例の時と変えないで、それにプラスして、「三重県内で生産され、又は加工された木材」ということを足していただくという感じで、②のほうを挙げさせていただいております。

それから、類型のことですけれども、今まで施策列举型がいいんだろうなと思っておりましたが、いろんな参考人のお話を聴かしていただいたら、やはり行動計画とか予算配分というのを執行部のほうで積極的に行っていたら、理念条例という形でしていただく方向性もいいのかなというふうに考えが変わってまいりま

した。

それから、森林づくり条例とはやはりリンクをした上で、その隙間にあるところとか、実際に県産材を流通させる、使っていただけるというようなことにつながるような条例になればいいかな、実効性のある条例になればいいかなと思っています。

その他のところでは、記入しておりませんが、やはりいろんな聴取りをしたところで、参考人の意見にもありましたけれども、三重県産材を扱える人材育成、これを私達はつないでいかないといけないということがすごくわかりましたので、そういうこととか、A材のPRとか、材価を上げていくとか、工務店のニーズというのを入れたような条例にしていきたいなと思っています。それで、この条例ができたとして、それを県民の方々に周知していただいて、意識を変えていただいてということは、すごく時間のかかることです。でも、この林業ということ自体、漁業とか農業とかとは違って、本当に何十年もかかる仕事ですので、それをやはり大きなスパンの目で持続的にできていくような、時代が変わっても対応していけるような条例になってほしい。やはり、木に戻るといふか、そういう理念が入っているような三重県らしい、そしてプラス付加価値も付けた木材となるような条例になってくれればと思います。以上です。

西場委員

前回の検討会の時に発言の機会があり、その時に申し上げましたので、簡潔にさせてもらわねばならないと思いますが、意見シートに沿って申し上げます。

三重県というのは全国的にも注目されている古くからの林業県であり、そして、製材所が集中する木材産業の県です。その三重県において、県民の人がどこまで木に対して親しんでいただいているのか、木を活用していただいているのかというと、なかなか現状は厳しいと思います。そこで今回の条例制定を契機にして、県民の皆さんに木の文化をもう一度意識してもらい、木の文化の地域づくりを三重県に築いていきたい。そして、県民の人が木の良さを感じてもらうようになればいいと思っています。

いくつかの柱があると思いますが、私は、県民に木の良さ、意義に気付いてもらうのに、3つの側面があると書かせてもらいました。第1点は、生活環境や日常の暮らしの中で木が身近にあれば、健康にもいいし、心が安らいだり、心地よい暮らしになることを実感してもらうことであると思います。また、第2点として、最近、頻繁に政策用語として使われるようになってきたSDGsの取組とか、あるいは地球温暖化対策において、木の効能が非常に重要な位置を占めます。もう1つは、多くの皆さんが指摘されております、地元産業としての林業、木材産業の振興や、そして森林整備につなげていきたいという観点があります。このような意味で、今回の条例の重要性を考えております。

「三重の森林づくり条例」は、平成16年の宮川豪雨災害が起こった時に、山の荒れを何とかせねばならないということで、県と議会が協力して取り組みまして、議提条例として作りました。この森林づくり条例が先行しておりますので、今回の県産材

条例との関係をどうしてゆくか、三重県の独自の取組として、工夫していかねばならないと思っております。それぞれうまくリンクさせながら進めていきたいと思っております。

こういう観点に立ちますと、条例の対象としては、全ての木材が的確であろうと思いますが、一方で、本県の地域産業振興と地方創生を進めることも重要なことでもありますので、森林組合連合会の方のお話の中にもありました、プライオリティーをつけていくことを、条例の中に明示していく必要があると思っております。当然ながら、1番重視し、利用促進を優先したいのが、県内で育った木であります。2番目が、それに加えて、県内で加工された木材であり、3番目に、その他県外木材も含めてということになると思っております。

理念条例か、施策列举型条例かということですが、我々としては、県民に対して、木の良さ、木の重要性、木の文化が根付く三重県づくりを訴えていくというところに重点を置いて、理念中心型の条例で進んでいって、そしてそれを補足する方針づくりとか、基本計画づくりを進めていけばいいと思います。

今井委員

僕もシートを書かせてもらうに当たって、まだちょっと意見が自分の中でまとまっていなかったのが、簡単に書かせてもらったんですけど、1番目の「条例制定の目的をどう考えるか」というところにおいては、県産材の利用促進にまず重点を置くということで、要は、森林づくり条例の理念とか、100年先を見据えた森林づくりを考えたときに、今の現在の森林の状況が健康ではない部分がある。それはなぜかという、木が適切に間伐されたり、利用促進、木が動いていないので、山の木を伐り出したり、植林が進まないということなのかなというふうに思います。その意味では、様々な広域的な、また私達の生活に関わる重要な役割を果たしてもらっている山の今の現状に課題があるということであると思っておりますので、まずは目先のこの現状の山の中で、県産材利用促進をどのように進めていくのかということが、後から、地球温暖化の防止であるとか、多面的機能の発揮とか、そういうものにつながってくるので、まずはこの三重県内の県産材の利用促進に重点を置きながら、しかし一方で2番目のところで書いてあるように、ここにも一応重点と書いてあるんですけども、やはり前回、中瀬委員のほうで質問してもらって、1軒の家を三重県産材で全部建てられるんですかと聞いてもらったら、それは、全部は建てられませんよというようなこともありましたので、やはり県産材プラス三重県内で加工された木材、次の段階では、西場先生と一緒にですけども、国産材、そして外材もやっぱり必要になってくるんだろうなど、そのように思っておりますが、あくまでも三重県産材を重点的に考えていくべきであると思っております。

3番目の「どのような類型の条例を目指すか」、これは前回もちょっと言わせてもらったんですけど、当初は施策列举型条例ということをも思っていましたけれども、これは今後しっかりと他県のことを見ながら、また関係の方のご意見も聞きながらですけ

れども、理念中心型条例のほうに、やはり今は少し比重を置くのはそちらのほうがいいんじゃないかというふうに思っております。一方で、条例の中で、当然、方針とか計画、森林づくり条例における「三重の森林づくり基本計画」みたいなものが必要だと思います。やはりこの条例の目的、県産材利用促進の中でも、より森林づくり条例の中で、今改めて見させてもらって、「基本施策2」のところをより強力に進めていく。冒頭申し上げたように、今の山の課題をしっかりと解決していくということにおいては、条例は理念にして、その計画をより具体的なものにしていったほうがいいんじゃないかというふうに思っております。

4番目の「三重の森林づくり条例」との関係はどう整理するかなんですが、ここもちょっと条例の作り方にはよると思いますけれども、やはり「三重の森林づくり条例」と本当に関連してくることであります。お城でいえば、森林づくり条例が本丸で、木材利用促進の条例が出城みたいな形でつながっている、リンクをするものかなというふうに思いますので、リンクを残した上での条例制定という方向になるかと思っております。

それで、一番最後の目指す条例についてなんですけれども、やはり前回、前々回と参考人の方から勉強させていただいて、現場の方の声を聴かせてもらって、やはり川上から川下まで、それぞれのステージで課題を抽出し、現状の山の状況がなぜこうなっているかという課題を、皆さんよく把握もしてもらっていると思います。しかし一方で、その課題を解決するためには、行政の協力であったり、県民の皆さんの協力であったり、予算の確保であったり、そういったことがあろうかと思っておりますので、利用促進をしていく、健康な山を作っていくために必要な課題解決策というものを、しっかりとこの条例検討会で、皆さんと一緒に勉強させてもらって、それを条例の中でどのように取り入れていけるのか、理念条例になったら具体的なことは書けませんけど、理念はしっかり全て計画でぐっと深く入っていくかとかその辺のことも、計画は執行部側に基本作ってもらう形になるので、執行部とも連携取りながらやっていければと思います。

最後に、やっぱり今まで使われなかった、使ってもらえなかったところに、いかに木を使ってもらおうかということが大事であると思います。これは価格的なもの、また木の持つ弱点を克服していくということにおいては、そういったところがとても重要になってくると思いますので、そういったところを、今後、調査をしながら、そういった新たな技術等も含めて、この条例検討会の中で勉強させてもらって、そういったところへの必要な予算の確保につなげていきたいと思っております。いくら良い条例を作っても、それを現場でしっかりと皆さんと一緒に力を合わせてやっていってもらえるか、新技術を導入していけるかも予算が関わってきますので、県民の多くの方に、山に予算を回させてもらうことに対する理解、なぜそれをしないといけないのかという理解をしてもらいながら、しっかりと環境整備に向けて、県の財政のほうにも訴えかけられるような条例並びに計画にしていくべきだというふうに思っております。以上です。

山本（里）委員

この連休中に、子供達が学校へ行けない中で、うちのご近所で薪割りを子供達が集まって、指導者はもちろんおりますけど、していたんですね。立派な薪割りを。それはどうしたのって聴いたら、四日市のソーラーで伐採された地域の木が野積みになっていて、それを引き取ってもらっていくなら自由に使ってくださいと言われて引き取ってきたので、子供達に薪割りというのを体験させようというのでやってみえるということだったんですが、それを見て、何か薪に親しむ、木に親しむんだけれども、ソーラーの伐採かとか思いながら、複雑な気持ちでありました。

今、林業県と言われましたが、三重県の歴史の中で、なんで今の状況が引き起こっているかというのは、やっぱりこれは産業構造の変化の中で生活スタイルの変化が起こってきたことが一つ。家を建てるときの建て方が変わってきたということや、それからやっぱり大きかったのは、洋材の市場開放があったことが、今の状況に大きく影響していて、その始まりになっているのではないかなと思っていて、そこら辺のところをどうチェンジというか、クルッとチェンジじゃなくて、そういうような中で、方向性を広げていくのかということが、この県産材利用促進のために何か考えるときに必要なんじゃないかなというふうに思っています。

条例制定の目的は、先ほどから県産材の利用を促進して山を大切にす、活性化することとともに、環境の話がたくさん出ておりますが、やはりその環境、これは自然環境と生活環境とどちらもだと思いうんですけれども、そこに負荷をかけないような、そして災害発生を食い止めるということが、やはりこの中に盛り込まれていく、そして実効性があるものにするために、知恵を出さなければいけないと思います。

条例の対象は、県内で生産されたものプラス加工されたものというような形で広げていかなければならないのかなと思います。

そして3番ですが、施策列举型です。結局は具体的な施策のようなものもやはり入れていかないと実効性に乏しくなるので、そういうときに、どこまで県が作った条例に影響力があるかということになると、まず第一のところは、やっぱり公有施設のところへの大きな提案をして、そしてそれを民間に広げていくためには、そこにやっぱりインセンティブが要るのかなと、そういうことまで言及できればいいのではないかと思います。

4番目は、「三重の森林づくり条例」とのリンクを残した上での条例制定です。森林づくりの中の一部が県産材利用促進だと思うんですが、大変大きなポジションをこれは占めているんだという思いのもとで、リンクをさせるということだと考えます。

5番目、その他ということで、先ほども申しましたけれども、意識の醸成というのは、これは経済産業の変化の中で、産業構造の変化の中でずっと意識の中に組み込まれてきたものを急に大きく変えるというのは大変難しいことだと思うんですが、だからこそ必要で、それが公有施設への提案であり、インセンティブを付けた民間への啓蒙であるというのではないかなと思います。おおらかさや木のぬくもりという言葉がよく出ましたけれども、その優しさやおおらかさは自然風土によって培われている

ということ、人間が、私達が気付くというのは、やっぱり生活にゆとりがないと、その気付きというのは、大変その意識の改革というのはなかなか難しいなと思いつながら、それを啓蒙していくにはどうしたらいいかという手法は、私達は、何によるものかと考えなくてはいけないと思います。環境先進県と言われている三重県ですけど、こういうことを、もしきちんとこの条例の中で作ってあげれば、本当の意味での環境先進県となると思っています。それで、自分自身の価値観の中で、例えば、県産材とか木はいいねと思う人はたくさんいらっしゃると思うんですけど、それが住宅建設、個人の住宅建設にはなかなかつながらないというのは、コスト面とかいろいろあると思うんですけども、その感情を揺さぶることがネックなんじゃないかということです。

最後に、これはこういうところで研究するものなのかどうかというのはちょっとわからないんですが、合板の工場が三重県に来てもらって、私は見に行っていないので、その実態がどうなっているかというのはここで確認もしたいんですけども、大変すごいことだと思って応援をしたいと思いついて、私達のところは今までそんなことなかったみたいに言われますが、応援をしてきたつもりなんですけど、そんな中で今、避難所設計を木材でという話が、東日本大震災の時もプレハブのものではなくて、木材での避難所設計が大変素早くできて、とても安らぎもあって、有効だったというような話があって、そういう避難所建設、仮設から常設へ向かっていくような避難所建設の商品とかそういうものを三重県として開発できるようにするとか、あとこのあいだ水害にあった広島県の真備町でモデルとして実験していたモバイルハウス、トレーラーハウスじゃなくてモバイルハウスというのを持ってきて、木材を使ったそういうのが、三重県でそういう工場があるのなら、県産材を使った、優しい、転用性のある、そういった避難所にもなり、普段使わないときは公共施設として組み合わせて使えるような、そんなものがどうもあるらしくて、そういうものの産業化に一つの道はないのかなというふうなことも思いつている次第です。終わります。

中瀬古副座長

これまでも、皆さんご存知のように、三重県は、森林面積が65%を占め、また製材所も非常に多い県となっております。また、私の生まれ育つたところの地域は特にそうなんですけど、そういう中で、ずっと大きな木がトラックに乗って、そしてそれが運ばれていくという姿がごくごく当たり前であったんですけども、みんなが木を使うということはいいいね、木はいいよねというようなことって、誰しもがそう思いつているにもかかわらず、それでもよく周りを見ると、実は自分の生活の中にすごく木が周りにたくさんあるかというところではないという現実がある。それはやっぱり、これまでも皆さんが今までお話をされてきましたけれども、暮らしの中に本当に身近に木があって触れ合う、そういうものが今、プラスチックに変わってきたり、例えば、木のトラ箱というものがあつたのが、それが発砲スチロールに変わってきたりというような現実がある。それをやっぱり、もう1回こう見直したときに、そういうような生活の中にごく当たり前木がある、そんな文化というものが、もっと身近で木の文化

を再生するような、木は生きているんだ、普段の生活の中にもあるんだというようなものが、もっとももっとごく当たり前にある、そんな私達の生活になっていく、三重県であっていくといいなというふうに思っています。

ただ、そういう漠然としたものだけでは全く意味がなく、そして山を見れば、皆伐の状態、適切に間伐がされていないというような状況、先人がどんな思いでこの木を植えたんだろうというところで使われるものが、本来すばらしいA材までもが、燃やされてしまうというような現実もあるというそのような状況の中で、これまでお話を聴いてきましたが、一般工務店が取り扱う県産材がいいですよというふうにして、住宅の中に使っていくというところでも、やっぱりもっとそのPRをしっかりとできるようにするところの人もいますし、そこにお金もかけないといけないというふうに思います。

やはり、「三重の森林づくり条例」があるように、それとのリンクを残しておきながら、条例の制定を目的としていくというようなことが必要でもあると思いますし、やはり理念型条例というのは、これはしっかりと調査をしたいというふうに、すごく私自身は思っています。ただ、思いとかそういうものはもちろん必要なんですけども、そういうしっかりとした前文をつくりながら、やっぱりしっかり施策列挙というような形のものをしていかなければならないんじゃないかというふうに思っています。

それで、SDGsの考え方というところもこれまでも出ていましたけれども、やはり今そんなふうに言っている中で、「川上」「川中」「川下」というふうに、しっかりとその循環が本当にしていくように使ってもらう。自分達も使う。それが木質化であったり、まず私は本当に、もっと皆さんの目に触れて、触って気持ち良いというような公共のもの、駅、病院、学校など、そういうところにまず使われながらも、自分達の生活の中を木質であったりとか、そんなふうにしていく。その川下のことは、すごくできていくところがあるかもしれないし、そうしなければならない。でも、それがもう一度やっぱり山に戻っていかないと、今の山の現状を見ていると、非常に怖いと思うようなものがあります。それは、やっぱり災害のことについても大きく感じる場所ですので、ウッドマイルズの考え方を入れながら、しっかりとSDGsのことを考えた、そういう仕組みというものが作られないといけないんじゃないかというふうに思っています。そんなところから、今後、今こういう状況でありながら、そしてまた災害ということも大きな問題となる中で、いかに木材を使っていくかという使われ方、先ほど山本委員も言われましたけれども、私も、そういうところも三重県はできていく県ではないかと、そういうところにもしっかりと軸足を置きながらやれる、そんな条例を目指していくべきかなというふうに感じています。

田中座長

はい、ありがとうございました。それでは、私も一委員として意見を述べさせていただきます。時間のほうがかなり押しておりますので、簡潔に意見シートに沿って説

明させていただきます。

条例の目的をどう考えるかということなんですけれども、三重県の本を見ておりましたも、もう利用可能な林齢に達しているのにもかかわらず、価格の低迷、また再造林の経費の捻出が困難であることから、伐採に踏み切れていないというのが現状だというふうに思います。その中で、森林保全が十分に行われず、森林の多面的機能の低下が懸念をされております。このような状況を踏まえて、木材を優先して活用するウッドファースト社会の実現を目指した条例にすればどうかというふうに思います。

条例の対象なんですけれども、これまでの参考人のお話を聴かせていただく中で、三重県は県内消費より県外消費のほうが多いというお話がございました。そこで県産材に固定をしてしまうと、周りの県もそういうふうにしてしまって三重県の県産材が外に出ていくチャンスが減っていくのではないかとということでございましたので、大きく捉えて三重県地域、または紀伊半島というふうにしていただければというふうに思います。また、三重県内で加工された木材も対象にしてはどうかというふうに思います。

そして、どんな類型かということなんです、理念中心型条例ということも一応考えたんですけれども、やっぱり理念中心型条例だと具体的なルールを決めてものではないことから、一般の方にはかなり理解がしにくいのではないかと、できにくいのではないかとというふうに思いますので、施策列挙型条例を提案させていただきたいと思っております。

それから、「三重の森林づくり条例」との関係なんですけれども、森林づくり条例を見させていただいておりますと、「川上」の部分を中心とした理念というふうになっていることから、やはり「川上」「川中」「川下」と連携しておりますので、リンクをした上で条例を作っていただければと思います。

そして、課題なんですけれども、林業の経営の悪化、また、森林の荒廃、中山間地域の過疎化、そして森林の多面的機能が低下しているのではないかとというふうに思います。期待することは、木材を優先して活用するウッドファースト社会の実現を目指してしていきたいなというふうに思います。以上でございます。

それでは、委員の皆様でご議論いただく前に、論点の中で、特に「3 どのような類型の条例を目指すか」という点については、ご意見が分かれ、また、迷われている方も多い状況と見受けられましたので、ご議論の参考とするため、資料4として「理念中心型条例」と「施策列挙型条例」の比較について」という資料を用意いたしましたので、事務局に説明をさせます。

袖岡政策法務監

それでは、資料4のほうをご覧いただきたいと思っております。まず1つ目の○でございますが、①といたしましては、県産材利用促進に向けた基本理念ですとか、県、市町、事業者、県民等の関係者の責務・役割等を中心に規定するのが「理念中心型条例」と、それから、②といたしましては、それに加えまして、県産材の利用促進ですとか、県

産材の安定供給の促進などに係る具体的な施策について列挙的に規定するのが「施策列挙型条例」というふうな形で大きく整理ができるのかなというところでございます。他の県の条例をこれらに分類しますと、下の表のような形になっております。あと、最近3月に奈良県が新しく条例を制定いたしましたけれども、奈良県の条例につきましても「施策列挙型条例」のほうに分類されるのかなというふうに考えております。

それから、2つ目の○でございますけれども、「理念中心型条例」につきましては、一般的には、議会として推進・促進したいと考える何らかの意見、理念等について、住民へのPR効果を狙ったものが多いというふうに考えられます。

ただ、その中でも、理念等の実現を担保するための手段としまして、計画とか指針の策定ですとか、推進体制の整備ですとか、施策の実施状況の公表ですとか、財政上の措置等について規定するというふうな場合も少なくないというふうなところで、今回、「理念中心型条例」となっております4県につきましても、何らかの措置がとられているというふうな状況でございます。

下から2つ目の○でございますけれども、議員提出条例の「施策列挙型条例」の場合ですが、先ほどの住民へのPR効果を狙うというふうな側面もありますけれども、一般的には議会による行政統制の一環として、議会として望む施策を実現させるように、執行部を方向付けるというふうなことを主たる狙いとしたものが多いというふうに考えられます。

最後の○ですけれども、条例の理念等の実現を担保するための手段としまして、計画とか指針の規定を設ける場合、その計画とか指針に盛り込む施策の内容について、その枠組みが条例で方向付けられているのかどうかというふうな点で、「理念中心型条例」であれば、執行部のフリーハンドの余地が大きくなる、逆に「施策列挙型条例」であれば、執行部のフリーハンドの余地が狭まるというふうなことが考えられるのかなというところがございます。

では、裏面のほうをお願いしたいと思います。以上のことも踏まえまして、それぞれのメリット・デメリットを比較したものが、この表でございます。メリットでございますけれども、「理念中心型条例」のほうでは、条例の理念等に基づきまして、執行部が状況変化等に柔軟に対応して、施策を立案・実施することができるということが考えられます。2つ目としまして、執行部の権限に抵触するおそれが少ないと考えられます。それから、施策列挙型条例と比べると、条文の検討をスピーディーに行うことができると考えられます。それで、「施策列挙型条例」のほうでございますけれども、制定時点の議会の望む施策の実現に向けて執行部を方向付けることができると考えられます。それから、理念等の規定を設けることは施策列挙型条例でも可能であり、より総合的で充実した内容の条例にすることができるというふうに考えられます。それから、理念中心型条例と比べますと、検討会で調査検討した事項を条例に盛り込む余地が大きいというふうに考えられます。デメリットでございますが、これは先ほどのメリットの裏返しというふうな感じでお考えいただければと思います。デメリット

トのほうにつきましては、条文の書きぶりですとか、あとその運用の方法とかによりましては、ある程度カバーすることは可能ではないかなというふうに思っておりますので、また中身についてはご覧いただければと思います。説明は、以上でございます。

田中座長

はい、ありがとうございました。それでは、事務局からの説明に対して、委員の皆様方からご質問がありましたらお願いいたします。

今井委員

例えば、「三重の森林づくり条例」は、理念中心型ですか、施策列挙型ですか。

袖岡政策法務監

施策列挙型のほうに当たるというふうに思っております。理念とか役割とかの規定があり、その次に施策みたいなものがずっと並んでいるというふうな感じだと思っております。

今井委員

ここでいう理念中心型条例の書き方ですが、施策列挙型には当然理念も書けるというのはあるんですけど、理念中心型条例でも、1ページの上の①のような、こんな簡単なものしか書けないんですか。本当に、県民等の関係者の責務・役割等中心に規定するという、ここまでで止まるんですかね。

袖岡政策法務監

理念中心型と施策列挙型とバシッと分けられるものでもないんですけども、この資料4でいきますと、3つ目の○のところに書いてあるんですが、理念中心型条例であっても、計画とか指針の策定ですとか、推進体制の整備ですとか、施策の実施状況の公表とか、財政上の措置とかについて、そういうことを書くことは十分できるというふうに思っております。他の県の条例でも、本当に理念と役割の部分しかないようなものもありますし、こういうところも書いているものもありますし、いろんなパターンがあるというふうなところかと思えます。

今井委員

僕の中ではあんまり、理念中心型、施策列挙型というのを分ける必要はなくて、みんなと今後、条例の検討をしていく中で、どういった内容にしていくかというのを考えていけばいいのではないかと思います。その中で、それが施策列挙型なのか、理念中心型なのか、グレーの部分になるのか、よくわからないですが、その辺で、理念中止型と施策列挙型にそんなにこだわりたくないなというふうに思います。

杉本委員

今井委員に賛成で、理念がなかったら施策が出てこないの、理念は両方に入る。それで、どんなことを議会で方向付けていくかという色合いはちょっとまだわからないかなという感じです。共通でこの項目をとというのがどれだけ出せるかというところは、今後だと思えます。

田中座長

はい、ありがとうございます。他にご質問のございます方。よろしいですか。

なければ、次に委員間討議に入りたいと思えますが、もう予定の時間になりましたので、本日は、他の委員の意見に対しての事実確認等のみを行うこととし、本格的な議論は次回の検討会に持ち越したいと思えます。

他の委員の意見に対して、事実確認等を行いたい方があれば、お願いをいたします。

よろしいですか。それでは、予定の時間となりましたので、本日の協議はこの程度にとどめたいと思えます。

次に、次回の第7回検討会では、引き続き、今後の検討会の進め方の検討と条例の方向性の検討を行いたいと存じますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

よろしいですか。それでは、そのようにいたします。

次回の第7回検討会の日程については、後ほど委員協議の中でご協議をお願いをしたいと思えます。

本日の議題は以上です。他に委員の方からご意見等がございましたら、発言をお願いいたします。

よろしいですか。なければ、本日の会議は終了いたします。なお、この後、委員協議を行います。委員の方は、ご着席のままお待ちください。委員以外の方は、ご退席をお願いいたします。